

**「尼崎市物価高騰対策生活応援事業（お米券配布管理等業務）」の委託に係る
公募型プロポーザル方式募集要項**

1 趣 旨

本業務は、米をはじめとする食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、全世帯を対象に「お米券」を配布することを目的としている。

緊急的な物価高騰対策として、迅速かつ正確にお米券の配布や管理等を行う必要があり、この要項では、その業務に係る委託事業者を選定するためのプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

「尼崎市物価高騰対策生活応援事業（お米券配布管理等業務）」

(2) 業務期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

(3) 業務の内容

別添1「尼崎市物価高騰対策生活応援事業（お米券配布管理等業務）仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき業務を実施するものとする。

(4) 提案上限額

189,783,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を提案上限額として設定し、その範囲内で提案のあった企画に基づいて委託候補者を選定する。

※ 提案額が上限金額を超える場合は、失格とする。

※ 今回の委託候補者の選定については、令和7年度補正予算の議決を得ることを前提に本要項を公表するものであることから、議会の議決を得られない場合は公募をしないこととする。

また、議決を得た令和7年度補正予算額が、提案上限額を下回る場合は、その金額の範囲内で上限額を再設定する。（上限額の変更があれば別途市ホームページでお知らせします）

3 プロポーザルの全体日程

項 目	日 程
募集要項の公表	令和7年7月22日(火)
質問の受付期間	令和7年7月22日(火)～令和7年7月24日(木)午後5時
質問の回答	令和7年7月29日(火)までに本市ホームページ上（本要項を掲載している画面と同一画面上）に掲載する。
企画提案書等応募書類受付期間	令和7年7月30日(水)～8月1日（金）正午（必着）
企画提案内容説明 (プレゼンテーション)	令和7年8月5日(火)又は8月6日(水)のいずれか
選定結果通知	令和7年8月7日(木)頃

4 応募者資格

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市との協議事項に対して柔軟に対応できる者であること。
- (3) 国税、地方税を完納している者であること。
- (4) 次の事項に該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
 - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - ⑥ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (5) 個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び、仕様書等の定めを遵守すること。
- (6) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していること。
- (7) 過去5年間（令和2～6年度）に、本業務と同種業務を適正に履行した（金券管理、金券等の封入封緘、発送業務、コールセンター業務、印刷物作成及びその他業務を履行する上で必要な業務を全部または一部を履行した場合に限る。）実績を有すること。
- (8) 仕様書及び提出された企画提案書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。
- (9) 今回の募集は、令和7年7月開催の市議会で補正予算案が可決されることを前提としたものであることについて承知すること。

5 応募者の失格

応募者が次のいずれかの事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむ

を得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

6 企画提案書等応募書類（様式等）

必ず前日までに事前予約の上、令和7年7月30日(水)から8月1日(金)正午までに、尼崎市役所本庁中館6階経済環境局物価高騰対策担当へ持参、又は郵送（※必着）すること。なお、企画提案書等応募書類は下記の通り。

- (1) 企画提案申込書（様式1号）
- (2) 企画提案書（任意様式）※A4版、両面印刷を原則とする。

仕様書に基づき、別添2「審査項目及び評価の視点」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたっての方針や業務スケジュール、アピールポイントを明記すること。

ア A4版、両面印刷

イ 表紙を含め、20ページ以内（両面10枚以内）

- (3) 会社概要（任意様式）

会社（本社・支社）の経歴、会社概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用する場合も可とする）。

- (4) 業務履行実績（様式2号）

過去5年間（令和2～6年度）に、本業務と同種業務を履行した実績（業務名、業務概要、発注者名、履行期間等）を記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可とし、様式の記載項目をカバーしている場合は、任意様式でも可とする）。

※ 業務内容がわかる資料（契約書の写しや仕様書等）も合わせて提出すること。

- (5) 業務の実施体制（様式3号）

統括責任者及び各業務の責任者（現場リーダー）の業務実績等や業務体制組織図とその特徴について、記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可とし、様式の記載項目をカバーしている場合は、任意様式でも可とする）。

- (6) 見積金額等（任意様式）

ア 「2. 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

イ 見積金額は消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税額を記載すること。

ウ 当委託業務に係る事業費の積算内訳を記載すること。

- (7) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証

P（プライバシー）マーク又はI SMS認証等の取得を確認できる資料を添付すること。

- (8) 上記(1)～(7)の順に並べた上で間紙(インデックス)等により書類間を区分したものをフラットファイル(A4サイズ)に綴じて、表紙、背表紙に「〇〇業務応募書類」(法人名)と記載すること。また、提出部数は10部(正本1部、副本9部)とし、表紙、背表紙に正本、副本が判るよう表示すること。

※ インデックスには、書類名を記載すること。

7 企画提案書等応募書類の取扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (3) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

8 当該公募に関する質問の受付

- (1) 質問の受付期間
令和7年7月22日(火)～令和7年7月24日(木)午後5時
- (2) 質問方法
本要項「12 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は、「プロポーザル質問 ○○○(法人名)」と入力の上、質問票(様式5号)を提出すること(公平性を期すため来庁、電話等による受付は一切行わない)。
- (3) 回答
質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表する。
- (4) 留意事項
審査基準等に関する質問は一切受け付けない。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

9 選定方法及び審査基準

- (1) 選定方法
ア 審査は本市の職員で組織する尼崎市物価高騰対策生活応援事業(お米券配布管理等業務)に係る委託候補者選定会議(以下「選定会議」という。)において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
イ 審査基準に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
ウ 応募者が1社の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
エ プレゼンテーションの実施後、本市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。
- (2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施
ア 実施場所及び日時
令和7年8月5日(火)又は8月6日(水)のいずれかの日程で実施することとし、詳細(場所・時

間)は改めて電子メールにて通知する。

イ 実施時間

1社につき40分程度を予定しており、事業者からの20分間の企画提案内容の説明を実施後、20分程度の質疑応答を行う予定としている。

ウ プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明を行う。ただし、企画提案書の内容を要約した当日資料についても配布を可とするが、必ず10部を提出しなければならない。また、プロジェクターによるパワーポイント等での説明も可とする。

エ 説明者

応募者の所属する法人内の者のうち本業務に直接的に携わる者が説明を行わなければならない。また、プレゼンテーション会場への入室は3人以内とする。

オ その他

プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(3) 審査基準

別添2「審査項目及び評価の視点」に基づいて審査を行う。

(4) 審査結果

ア 電子メールにて通知する。

イ 選定した者の名称等は、本市のホームページ上で公開する。

ウ 審査経過については公表しない。

エ 審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに上記4の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時までに上記5の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとする。

(5) 契約締結に向けた協議・業務引継ぎ等に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償しな

い。

11 人権尊重の取組の推進

応募者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづつまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

12 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（中館6階）

尼崎市 経済環境局 物価高騰対策担当

TEL：06-6489-6293 FAX：06-6489-6491

E-mail: ama-bukkataisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上